

在教員数の五八%に及んでいるのだけれど、十八年に対し戦後は八年に短縮しておわり、終戦後初めての教壇経験者、すなはち數年以下の勤務者が五五%を占めているのであります。教員組織も從来の師範学校卒業者が小学校で三〇%、中学校で四八%で、いかに資質が低下し、かつ教育界が不安動搖しているかがうかがえるのであります。

この教員の不足と資質の低下を補うにも、戦後師範学校は跡絶え、教員養成機関は完備せず、いづれも弥縫的暫定措置によりまして、その補給を翻案している現状であります。図書館その他設備の不備と指導者の欠乏、本土との内面的つながりの欠如などで、教員研修の機会も乏しく、さらに教員の生活がきわめて不安貧困のため、いよいよ資質の向上の障害となつてはいるのでござります。すなわち教員の給与ペースは現在沖縄で使用しているB円の三千六百円、日本円に換算すると一万八百円で、そのほかは家族手当もなければ勤務地手当もなく、一文の賞与もありません。消費物資はほとんど本土より輸入されますが、物価は平均して本土の一・五倍くらいで、その物価換算率からすると、B円の三千六百円は日本円の七千二百円の価値しかなく、沖縄教員は本土で生活するとして日本円の七千二百円ペースに該当する悲惨な方戦争のために、ほとんどの者は一切の住宅、衣類、調度を失つてしまふので、そこから来る生活費の加算を考えると、その窮屈は言語に絶するものであります。それに恩給法、共済

会法等の社会保障の制度がないので、教育者の生活は極度に不安に満たされ、暗澹たるものがあるのであります。次に、校舎の問題であります。沖縄の住民が何よりも優先的にその復興を望んでおり、そしてそのため非常に苦しんでいるのは、実際に学校校舎の復興であります。戦争のために校舎は百パーセント破壊し、終戦以来豪雨に耐える普通校舎も建ちつつはあるが、被害が甚大なため、その建設また遅々として進まず、終戦八年の今日いまだ生徒一人当り〇・五坪を目指しても、その四〇%に達せず、建り六〇%の学級の子らは、多くは板壁でもなく、窓ガラスも床板もないかや、きの土間教室で風雨の支配に苦しみつゝ学業を続けている氣の憲な状態であります。ことに毎年一、二、三回襲来する台風は、この粗末な校舎を倒壊し、これが建直しには父兄も奔命に疲れ、児童またそれを建て直すまでは、露天で授業をするか、休業する以外处置ないものであります。今すべての学級に永久校舎の一教室を与えるとして、日本円三十億を要し、沖縄の現状からして、いかに希望的に観測しても、実に十年以上を要すると当局は見積っています。沖縄が現在のまま放置されていたら、この問題の解決はまったく不可能であり、従つて沖縄の教育復興もまた絶望せざるを得ないのであります。校舎と同様、設備ももちろん貧弱不備で、その程度は祖国の皆様にはどうぞ御想像も及ばないと思うのであります。

新生祖国の児童らが恵まれた条件のうちに嬉々として幸福に教育を受けつゝあるに引きかえ、この校舎にこの設置及び砂漠のような荒漠たる悪環境下宇宙に恵まれない条件のもとに不自由な教育を受けつゝある沖縄の子ら、いかにその教育を受けて、この戦災校舎に戦争のためとはいえ、あまりにもその影響が苛酷なほど片寄りすぎていることを残念至極に思うのであります。どうぞ皆様のお力によつてこの戦災校舎を復興し、少しでも沖縄の不遇な児童らに明るい希望を与えてください。さう、私は懇請申し上げる次第であります。

日本人として基礎をつちかいい得る教育のことを一日も早く祖国に直結してくださることであります。皆様どうぞぞお力により解決していただき、悲境にいる住民に明るい希望を与えてください。よう衷情を披露して、重ねてお願ひ申し上げる次第であります。

これを要するに、

一、沖縄の完全祖国復帰を実現するため、万全の措置を講じていただきたい。

二、祖国復帰の前提として、一日も早く沖縄の教育を完全に祖国の行政と直結せしめるため、万般の措置を講じていただきたい。

三、沖縄の戦災校舎の復興を援助せられる措置を講じていただきたい。

以上簡単にございましたが、沖縄の教育の状況の一端を披露申し上げます。

なお沖縄の教育等は、やはり本土の教育に準じまして、六・三・三・四制でございます。教科内容も、教科書も、まったく本土と軌を一にしておるのでござります。

○伊藤委員長 次は、最近沖縄へ行って帰つて参られました南方連絡事務局長の石井通則君からお話を承りたいと思います。石井通則君。

○石井説明員 私南方連絡事務局長の石井でございます。

私の局におきましては、南方地域との文化に関しましては、文化の交流に関する事務の推進、調整、あつせんといふようなことをやつております。教育行政の直接の仕事は文部省が担当されます。が、文部省に対しまして、現地の要望を聞き、現地に即した何らかの

措置が日本政府において講ぜられないかといふようなことを要望いたしまして、必要な措置を文部省にやつていただくということになつております。ただどもの局に付属いたしまして、那覇南方連絡事務所といふものを設けてあります。また奄美大島の名瀬にその張所を設けております。この那覇南連絡事務所は、文部行政に関しては直接には文部大臣の指揮、監督を受けといふことになつております。ただ大臣が指揮監督する場合におきまして、總理大臣に協議をして行う、こゝに立場になつております。私ども現地の実情をいろいろ調査し、また当地の要望を聞きまして、日本政府といたしましてどういふことが実施できるかといふことを絶えず検討いたしまして、必要な措置を文部省に依頼しているような事情でござります。

私は昨年現地を調査いたしたのでござりまするが、その状況は大体今屋良輔教職員会長が話された通りでござりまするので、特に私からつけ加えて申上げることはございませんが、特に今お話をの中にありましたことで、二つつけ加うべき点を申し上げたいと思ひます。

南西諸島は、御承知のように、条约第三条によつてアメリカの行政のもとにありまするが、これは決してこの領土権を失つたものでないのでありまして、日本の領土権が残存している、いつか日本の領土に完全に復帰するといふことが予定されていること、それから南西諸島の住民は日本の国籍をはつきり持つてゐるということになります。この点につきましてはいづれ各方面にまだ認識が足らぬ点があ

おいで答弁することを了承いたしておきましても、日本政府が、南西諸島の住民は日本の国籍を持つてゐる日本民族であるということを、議会その他において答弁することを了承いたしておるのであります。ただ戸籍に關しましては、現在戰争直後のニミツツ布告によりまして、その當時実施されておりました日本の法令自体がそのまま適用される。もちろん軍事的必要によりまして修正は行われますけれども、その修正をしない限り、その當時の法令が実施されておることでありますまして、従いまして現地におきましては、原則として日本の旧民法、旧戸籍法が実施されておるのであります。ただ戦災によりまして、戸籍台帳をなくしました沖繩本島におきましては、臨時戸籍事務が取扱われまして、非常に簡単な住民登録みたいな戸籍が実施されております。私どもは日本の領土であり、日本の国籍を持つておるといふ建前のもとに、できるだけ日本の行政の中でも可能な部分は、南西諸島に及ぼせるようとにかくよくな気持で実施いたしております。

それから南西諸島の教員の質の向上なりあるいは学生生徒の日本における上級学校の進学等につきましても、いろいろ政府としてできる限りのことを考えておるのであります。さしあたり、昨年の四月から南西諸島の教員を省でやつていただきまして、交替々々選抜いたしまして、研究教員として日本に返しております。これは昭和二十九年に引受け、約六箇月の教育を文部省でやつていただきまして、交替々々に引き継ぎました。これは昭和二十九年度も継続いたしたいと考えております。

また学生の進学に関しましては、從来アメリカ側の資金によりまして、琉球政府におきまして選抜した者を日本の大学に引受け、教育いたしておりますのであります。これは現在約三百三十名くらいの南西諸島の学生生徒が、いわゆる琉球政府の契約学生として当地に参つて教育を受けておるのであります。しかしながら、だん／＼アメリカ側の援助資金も減少いたして参りまして、今後その継続が困難であるといふような状況に立ち至つておりますので、二十八年度からは文部省の予算で約五十名を向うから選抜して、日本本土の大学に進学させるような予定で進行いたしております。そのほか、あるいは青年団関係、体育団体の関係その他あらゆる民間の教育文化の諸団体に關しましては、できる限り本土と南西諸島との緊密なる連繋を保持して、本土における各種の行事に南西諸島の方々が参加できるような方法を講じつたるような状況でございます。

なお御質問がござりますれば、いろいろ御答弁申し上げますが、簡単でございますが、一応現状を御参考のため

○北委員 ただいまの御説明のうちで、日本政府の予算で援助することは現地が承諾しないというのは、アメリカ軍の話ですか。現地というのは住民の意味ですか。

○石井説明員 アメリカの民政府でござります。

○屋長参考人 先ほどの御質問でござりますけれども、私たちが教職員といたしまして、校舎の復興を文部省に請願いたしましたことがござります。これは一昨年でありますから、当地軍政府にもお願いしたことなどがござりますが、そのときはガリオア資金で建ててやるからそれには及ばぬといふ御返事でありました。しかし最近フオスター大佐という責任の方が校舎建築について日本の援助、これは政府でありますか、民間でありますかははつきりしませんが、日本の援助に対してはさしつかはない」とことをお答えになつたといふことが新聞に報ぜられて、私たちがここに来てから送られて参つております。

○松本(七)委員 南方連絡事務局の方に少し伺つておきたいと思います。先ほど現地の要望を事務局の方から文部省に伝えて善処方を依頼したといふことは、どういう具体的なものを要望され、文部省としてどの程度それを善処しておるか、そういう点で、その他的方法で何らか考慮されるいろいろなお話をですが、それから今の問題ですが、日本政府が予算措置を講ずることが禁ぜられておるので、その他の方法で何らか考慮される法があるのか、現にとつておられるのか、その二つをお伺いいたします。

○石井説明員 現地の要望に聞きました。いろいろ、文部省に御依頼しておりますことは、たくさんござりますが、まず先ほど申しました日本政府で補助金を出すということを、從来アメリカの民政府が反対しておつたというのは、いわゆる向うの政府に補助金を出すといふことでございまして、向うから来る学生につきまして日本政府がこれを受入れて、ここでその生活費あるいは学資を支給するといふこと、こういうことにつけばは反対はございません。これは從来はアメリカの資金で実施しておりましたのを、向うの方の経費が非常にきゅうくつになつて出せないということになりましたので、今度文部省の予算に計上して、南西諸島の学生をこちらで教育してもら、これが一つの事項でございます。

それから南西諸島におきましては、日本の教科書を使っておりますが、この教科書は從来なかなか必要な部数が入らなかつたり、あるいはまた時期的に入らなかつたり、あるいはまた余分に入りまして、それを返還できないと、いうようないろ／＼な問題がありまして、この点につきましては、いろいろ文部省にお願いいたしまして、教科書が順調に必要な部数をおおむね満足する状況に送られるようになつて来つつあります。ただ若干為替関係で問題がございますが、この点も逐次解決してもらいたいと考えております。なおまことに従来教科書の運賃が相当高かつたのをございますが、文部省のお骨折りによりまして、教科書の運賃も安くつながっております。それからまた現地におきまして、いろいろの教育上の資料、あるいは教育関係の会議に参加を南西諸島

島が非常に要望いたしておりますので、この点は文部省にお願いいたします。そして、南西諸島で要望されております各種の刊行物はお送りするようにいたしております。それから各種の行事もしております。それから各校の行事もできるだけ文部省から通知していただきます。各校の復旧の経費に関しては、先ほど屋良会長から、南西諸島で了承するところのようないニースがあるというお話をございますが、この点われくまだ調査しなければわかりませんが、これは現在のところ日本政府の予算で琉球政府に補助をやり、その校舎復旧の経費に充てるということが困難な模様でござりますので、できるだけ文部省とも協議いたしまして、現地の要望に沿つて何らか民間の資本を集められるということについてわれくも協力して行きたい、こうふうように考えておられます。大体そういうことになつております。

「……ことは終戦後三〇%ぐらいに復興をなしておつたのであります。が、一昨年の二月から今までまる二箇年たつておりますが、このまる二箇年たつた間に約一〇%しか復興ができないない、ことういう実情であるようであります。が、私が沖縄へ行きました最も重要な職責は、あそこに琉球大学というのができまして、これはアメリカ政府がつくつて献納をした、その開校式に出席したのであります。が、その当時琉球に大学というものはなかつた。ところが首里の荒廃した戦災のあとにそういう大学をつくつてくれるといふアーメリカの好意に対しても非常に感激したものであります。が、その後だん／＼考えてみると、アメリカ政府といふものは教育に対してはわざ／＼日本人と大分趣を異にして、教育は地方に委譲をするといふよううなかつこうからか、あまり政府がめんどうを見ない。これは設備の点においてもまた教職員の待遇の点においても同様の感じを持つておるのであります。従つて沖縄、琉球全体の教職員、教育関係者はこのアメリカの教育に対する態度については好感を持つていなといふことが事実である。そこにことういう陳情の起る原因があると私は考える。私の行つた当時は、沖縄住民のすべての意向は日本に復帰したいといふことである。そのうちでも特に教育についてはぜひ日本と同様にやつてもらいたい。そこでいろいろの陳情を私は承りまして、当時のヴィトーラー副長官にも面会をして、ふろ／＼私の視察した点から教育に対する意見を率直に申し述べたのであります。が、当時のヴィトーラー副長官は原則としては全部賛成をしてくれた。ただちにこれを実現

することは困難であるが、徐々に御意
思に沿いたいということであつた。そ
れがだん／＼に実現せられまして、先
ほど御報告の中にありましたわゆる
研究教員の派遣といふことも実現し
た。それから文部省の費用で留学生
に援助をするといふことも二十八年度
から実現をすることになつた。その他
教科書を送ることとか、いろ／＼の
印刷物を送るようなこと、これらは当
時の御要望がだん／＼に実現したもの
であります。今日は御承知の通りに
日本が独立をいたしましたので、この
際屋良君かられる陳情せられましたよ
うなことは事実でありますから、沖縄
を視察してかの地の実情をよく聞いて
参りました私からも委員の各位に特に
その事情を肯定していただきまして、
皆さんに特に今後の善処方を御依頼を
する次第であります。どうぞよろしく
お願ひいたします。

國に知らせるような努力もされてゐるのかどうか、この点を伺つておきたい。

○石井説明員 南方連絡事務局といたしましては、現地のいかなる報告がアメリカ本国になされておるかは全然把握が不可能でございましてわかりませんが、私ども現地の問題に關しまして、特に外交の問題になりますと、外務省の所管でございますので、教育行政その他あらゆる現地の実情を外務省に報告し、外務省がアメリカの大使館あるのは本国政府と折衝する場合のいい参考資料になるよう努めたりしております。なおまた外務省が折衝される場合につきまして、南方連絡事務局といたしまして現地で把握した結果から生れました意見は絶えず外務省に申し出しております。私どもから直接アメリカ側に報告することは、全然やつております。

○北委員 石井局長さんにお尋ねしますが、数日前の英字新聞に報告が出ておりましたが、沖繩からアメリカへ行つておる使節団がアメリカの有力者、ことにタフトに会つて沖繩の事情を陳情したところが、タフト上院議員は非常に同情を持つて、主権の回復に努めるとひう明言をしておる。私は現地と日本当局との交渉だけでは、小さい問題は片づくかもしれないけれども、大きな問題はアメリカの上院議員あたりのところへどしどしつつ沖繩から有力者を派遣いたしまして、そしてアメリカ本国政府を動かすというのが一番近い道だとと思う。ことに御承知のことと、沖繩と小笠原島をアメリカが占領したのはヤルタ秘密協定によつたもので、十八年十一月のカイロ宣言では、御承知のこと

「日本処分法を蒋介石とチャーチルとルーズベルトが研究して発表したのであるが、それには、戦争によつて拡大した領土、及び貪欲によつて強奪した領土——おそらくは満州国のことなどをしよう、これを返せといふだけであつて、日本固有の領土をとるといふことは、カイロ宣言にはなかつたのです。御承知のことくヤルタ会議は二十年の二月、秘密協定が行われて千島、樺太をロシアに渡し、アメリカはおそらくは沖繩や小笠原をとるといふ協定だつたのでしよう。ところがアメリカが秘密協定を破棄するといふ線に進めば、ロシアに樺太と千島の問題を解決させると同時に、自分らも当然沖繩と小笠原島を放棄しなければならぬはずです。タフトはヤルタ協定撃撃の急先鋒でありまして、タフトはその立場からおそらく主権を回復することに好意を持って明言されたと思う。新聞には沖繩の代表者の二人の名前が出ておりました。私今記憶しておりませんが、そういう事情が伝わつておりますが。

第二は、教職員の養成はどういうふうなうになつておるか。先ほどある一部の者が研究者として本土に来られるところとは聞いたのですが、それは一部分ですか。その教員の養成の問題。
第三に、高等学校の卒業者などの就職の関係はどうなのか。
もう一つ、これは根本の問題ですが、教育経費の問題は沖縄政府が負担しているのか。あるいはPTAなりで負担しているのか。先ほど日本の国内からの補助を拒絶しておるといふことがありますがあつたのです。沖縄島内においてはどういう操作で経費の分担その他をやつておられるか。この四つの点を伺いたします。

○屋久参考人 教育行政に対し干渉しておるかという御質問でござりますけれども、行政機構をつくりますための、たとえば教育法規の制定などには相当干渉がござります。従つて向うの現状といいたしましては、たとえば教育委員会の市町村までの設置は非常に困難である。あるいは教育税といふものの徵収も困難であるとさうふうに、非常にみんなが迷つておりますけれども、これも軍令によつて制定されてしまいます。さういうふうに教育行政機構を打立てることにつきましては相当の干渉もございます。ただ教員の任免とかいつたむらなものにつきましては、その法規の範囲内においては自由にできるような次第でござります。

次に教員養成の御質問でございましたけれども、先ほど説明を申し上げました通り、戦争のために師範学校があと絶えております。その後は文教学校と称して一年間暫定措置で教員を養成して出すところが昭和二十四年ま

で統一して参りました。昭和二十五年に琉球大学といふものが建築まして、そのときに文教学校といふのはなくなりました。そこで教育訓練所といふのが五箇所設立されました。それは指導は小学校の先生方がやられるというよりな仕組みのもので、これも半箇年間、高等学校卒業者やあるいは一、二年間教育経験のある者を訓練いたしまして、成績のいい者に免状を与える、こういったよだんな趣旨がありました。そこでこういった暫定措置では、どうしても教員の資質を高めることはできぬと思いまして、われくは文部省により半芸大学の設置を強力に陳情いたしました。しかしそれは実現しませんで、琉球大学に師範科といふものが去年の四月から設置された。しかしそれは八十名しか採用いたしません。戦前沖縄県だけ毎年送り出す卒業生が二百五十名、それから奄美大島が九十人くらいあつたそらでありますから、南方諸島全部では三百四十名くらいの教員を送り出さなければいけなかつたはずであります。しかるに琉球大学が養成するといひたましても、八十名を毎年出したのでは焼石に水といったような感じがする次第であります。

に就職するようにしておられますけれども、しかしながらいざれにいたしまして、高等学校的卒業生は就職難でござります。それで高等学校的卒業生は、たいがいは祖国本土に対する留学を非常に希望いたしまして、本土へへと、いうところの希望は、アメリカに留学するよりもはるかに強い念願なのであります。

それから教育の経費についてであります。大体は教育経費は住民の負担によつてまかなつております。たとえば去年政府の予算が十四億ありましたうち、一般行政費に対する補助がアメリカから三億五千万円ございました。これはB田でございますが、その三億五千万円の補助のうち、校舎建築に大体八千万円ぐらいは援助される予定であります。なおそのほか、教員訓練費等あたりの入件費が若千三億五千万円から出ることになつております。これは住民負担の行政費によつてまかなつてあります。なおそれでは足りないのとおりで、P.T.A.が大体二割から二割五分にも相当する教育費の負担をしております。それから市町村も、やはり二割から二割五分ぐらいの負担はしておられると思つております。以上であります。

○伊藤委員長 それでは委員長からお詰りいたしますが、本日は氣の毒な占領下の教育行政のもとにあつて沖縄の事情を聽取ることで委員会を開いたのでござりますが、昨日夜野の方から、三派提案で地方教育委員法の改正案が出たことを承りました。そしてこれを本日説明だけさせるというお話をございますが、私もさすが初めて公報で見ましたので、昨日は沖縄の事情を聞

くともうしたことだけを了承して、——ういう要望もござりましたし、帰つたわけあります。そこで意見が対立しておりますので、しばらく休憩いたしまして、ただちにここで理事会を開きたいと思います。

○松本(七)委員 その問題は後ほど協議するとしても、この沖縄の問題のはじめをつけて——せつか参考人までおられるのだから、ちゃんとあいつして、はじめをつけてからにしていただきたい。

○坂本委員 文教行政について沖縄の問題だけという委員長の発言があつたのですが、われ／＼理事にも何ら諾ふられていない。われ／＼はきょうは文教行政についての委員会だと、かようて承知しております。従つてわれ／＼としましては、文教行政についてきづなは質疑をしたいと思ってやつて来たわけであります。もし沖縄の問題なら沖縄の問題だけをやりたいといふならば、やはりわれ／＼野党側にもしかるべき相談がなければならぬ。文教行政といふうので委員会が開かれるとするれば、われ／＼委員としてもそれに対する準備をして参つておるわけあります。そういう点については、やはり議論の運用について今後かかるべく合理的にやつていただきたい。

○伊藤委員長 承知いたしました。

○辻原委員 ただいま坂本委員のお話がありましたように、すでに各委員長に通知されておることでありますし、予算上相当の問題も考えられますので、この点はただいま政府委員の方の出席もありますから、ただいま委員長が談られておりますよ／＼に一応休憩を

て、後ほど相談をして、本日出席をさせておいて、なお委員会は継続して、それを午後行う、かようにおとりはならないを願いたいと思います。
○伊藤委員長 沖縄の参考の方々々は、たまへん御苦労でござらました。われく委員会も沖縄の教育振興のために善処したいと思ひますが、いかがなましやすつか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○伊藤委員長 それではしばらく休憩いたします。
午後零時三十五分休憩

午後二時四十一分開議

○伊藤委員長 休憩前に引続いて、会議を開きます。

休憩中理事会を開きましたので、その決定事項をお伝えいたします。教育委員会法等改正案について、本日野党三派から提案の説明だけを聴取するにいたします。但し条件といいたしましては、きよる説明を聞くからといって、引き続きこの法案ばかり先議するところではないと、やがて提案される政府の義務教育関係の法案も、次会には説明を聴取いたしまして、大体並行審議するということに決めた次第でございます。御了承願います。

議事日程を追加し、教育委員会法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案を議題とすることに御異議はないませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。本案は昨日付託されたものであります。これより提出者の提案理由の説明を聴取いたします。田中委員。

教育委員会法及び教育公務員特例の一部を改正する法律案
（教育委員会法の一部改正）
第一条 教育委員会法（昭和二十二年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。
第二条を次のよう改める。
第一条 教育委員会の設置及び不設置、組織、権限及び職務並びに教育委員会の置かれていないない方公共団体の教育、学術及び文化（教育といふ。以下同じ。）に関する事務に関する特例については、この法律の定めるところによる。
第三条の見出しを「設置及び不設置」に改め、同条中第一項を削り、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。
2 地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百五十五条第一項の市以外の市及び町村（市町村といふ。以下この条において同じ。）は、前項の規定にからず、条例で、教育委員会を置かないことができる。
3 第一項但書の一部事務組合の教育委員会に関する必要な事項並びに左の各号の一に該当する場合における当該市町村、当該関係町村又は当該組合の教育事務の暫定的管理執行機関及びこれら市町村又は組合についての教育委員会の設置に関する必要な事項は、この法律の規定に準じ、政令で、これを定める。

該都道府県の教育委員会に引き継がなければならない。この場合において、当該事務引継については、改正後の同法第六十五条の二第四項及び第五項の規定を準用する。

3 この法律施行の際、現に市町村立学校職員給与負担法（昭和三十年法律第二百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員の職にある者に対し、この法律施行前に、市町村の教育委員会が改正前の教育委員会法に基いてした人事に関する処分その他の行為は、都道府県の教育委員会が改正後の同法の規定に基いてした処分その他他の行為とみなす。

4 この法律施行の際、現に係属中の前項に規定する職員に対する不利益処分の審査については、教育公務員特例法第二十五条の三の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 前三项に規定するもの外、この法律の施行に伴う必要な経過措置については、政令で定めることができる。

○田中（久）委員 教育委員会法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案を提出いたしましたについて、提案の理由を簡単に御説明いたします。昨年の十一月一日に設置せられました地方教育委員会は、その実施後の状態を見ておられますと、各方面にわたりてきわめて不合理な面がたくさん現われて参つておることは、すでに一般の認めておるところであります。これをこなまないたしておきますことは、國

費をいたずらに濫費する以外の何ものでもない。しごくして町村の自治を破壊するという危機を招いておる現状でござります。ここにおいて私どもは教育委員会法によりますと、四月一日から選任の教育長を各市町村の教育委員会に置くといふよな、重大な段階をな改正を加えまして、それ以前に適当な意味から、改進党、社会党両派、共に本案を通過せしめたい、かより早くに本案を通過せしめたい、かより早くに本案を提出した次第であります。

案の最も重点といたしましたところは、教育委員会法の地方教育委員会に与えておられます権限、及び設置その他の面についてであります。その

要する経費は約六十億といわれておりますが、本年度予算に盛られておりま

すものは二十五億であつて、この面から見ましても、これはきわめて不徹底なものである。こういふことを考へ、また地方の実情を組み入れまして、地方自治体において教育委員会の設置を必

要としないと考えた場合には、設置しないといふふうに認質、不設置を原則といたしております。

これに伴つて、從来市町村の教育委員会に与えられておりました権限の一部を、当然都道府県の教育委員会へ持つて来るといふ面が現われて参ります。それは教科内容の取扱い、教科用図書の採択、校長、教員等の研修、保健計画の企画と実施、エヌスニの活動についての事務、こういふものが市町村委員会から当然府県の委員会の事務に属することになるのであります。ま

た市町村におきまして、委員会の廃止せられたところ、つまり設置しないところと、設置するところと起つて参るのであります。この場合において、市町村の教育委員会、または市町村教育委員会が廃止せられておるものにつきましては、教員の任免その他の人事権については、これは一応その市町村の意見を徵するといふよな面も取入れておるのであります。委員会のあるところは委員会の意見を聞くといふ意味の関連を持たせておるのであります。市町村立の高等学校、幼稚園、及び各種学校の人事権は、これは設置者であるところの市町村長、または残存する市町村の教育委員会にあるものとする、かような改正を加えておるの

であります。

詳細にわたりましては、すでに法案がお手元へ届いておることでありますので、引続きいろ／＼御審議を願うことに存じますが、提案者といたしましては、きわめて実情に即して、全国的に非常な苦悩となつております現行

教育委員会法の眞の改正を企図しておるのであります。党派を超えて慎重御審議の上、どうぞすみやかに通過せしめられんことを特にお願ひをいたす次第であります。（拍手）

○伊藤委員長 本日はこれにて散会し、次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後二時四十八分散会

昭和二十八年一月二十三日印刷

昭和二十八年一月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局